

答 申 第 4 3 号
平成28年9月2日

青森県知事 殿

青森県情報公開・個人情報保護審査会
会 長 石 岡 隆 司

青森県情報公開条例第17条第1項の規定による諮問について（答申）

平成28年4月25日付け青総第205号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

知事が保有する政務活動費に関する文書についての不開示決定処分に対する異議申立て
についての諮問

第 1 審査会の結論

青森県知事（以下「実施機関」という。）が、対象となった行政文書を不開示としたことは、妥当である。

第 2 諮問事案の概要

1 行政文書開示請求

異議申立人は、平成28年3月10日、実施機関に対し、青森県情報公開条例（平成11年12月青森県条例第55号。以下「条例」という。）第5条の規定により、「青森県議会議長、知事に通知された又は知事から通知する『政務活動費』に関する平成26年度の行政文書（残余の返還命令書を含む。）」（以下「本件対象文書」という。）について、行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対して、「該当する文書を保有していないため」という理由から、不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成28年3月18日、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成28年3月23日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件開示請求に係る文書の開示を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張している異議申立ての理由は、異議申立書及び反論書によると、おおむね次のとおりである。

(1) 異議申立書の異議申立ての理由

ア 開示請求書を実施機関宛てに提出したが、実施機関の開示窓口の職員から、開示請求に係る行政文書は議会事務局が保有しており、議会議長宛てに開示請求書を提出するよう説明があったため、議会事務局に開示請求書を提出しようとしたところ、議会事務局の開示窓口の職員から、「文書はあるが、宛先は議長名にしなければ受理しない」と言われたため、改めて実施機関宛てに開示請求書を提出した。

イ 開示請求に係る行政文書が存在するのに、実施機関が「保有」していないことを理由に「不開示」の決定を行うことは不当と言わざるを得ない。

ウ 青森県政務活動費の交付に関する条例（平成13年3月青森県条例第45号。以下「政務活動費条例」という。）では、「議長は、……知事に通知」又は「知事は、……議員に通知」と規定されており、実施機関は該当する文書を保有しているものと解することができることから、当該文書を保有していないことは、条例違反に当たる。

(2) 理由説明書に対する反論

ア 青森県知事の権限に属する事務の一部を議会事務局長に委任する規則（昭和39年4月青森県規則第27号。以下「事務委任規則」という。）があっても、実施機関の文書であることに間違いはない。実施機関は、開示請求に係る行政文書がある場合は、議会事務局に転送して開示決定等の事務を行うべきであった。

イ 事務委任規則と同様の規則は、他の自治体にもあり、他の自治体では首長名で開示決定等の事務を行っている。

ウ 事務委任規則の解釈も問題であり、政務活動費の通知、交付及び報告について、「知事」のチェック機能が働いていないことになる。

エ 本件異議申立てについての判断とは別物であるが、実施機関が開示請求に係る行政文書を保有していないことが行政事務の逃げ道になっていると考える。

オ 事務委任規則と情報公開制度とは別物であり、「文書はあるが、宛先は議長名にしなければ受理しない」と発言した議会事務局の開示窓口の職員の対応も問題である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が主張している本件処分の理由は、理由説明書によると、おおむね次のとおりである。

- 1 本件対象文書は、
 - ① 政務活動費の交付を受ける議員についての、議長から知事宛てに通知された文書（政務活動費条例第4条）
 - ② 政務活動費の交付決定を行い、知事から議員宛てに通知された文書（政務活動費条例第5条）
 - ③ 政務活動費の残余の返還を命ずるに当たり、知事から議員宛てに発出された文書（政務活動費条例第10条）の3点であるが、これら3点の行政文書に係る「知事」の事務は、事務委任規則により、議会事務局長に委任しているところである。
- 2 このため、これらの事務に関連する文書も、議会事務局において保有しているものであり、実施機関においては、本件対象文書を保有していないとして本件処分を行ったものである。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、県民の県政についての知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利につき定めたものであり（第1条）、条例では、「実施機関は、行政文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるように、この条例を解釈し、及び運用しなければならない」と定められている（第3条）。

この趣旨から、当審査会は、「原則開示」の理念に立って条例を解釈し、本件処分において実施機関が不開示としたことが妥当か否かについて、諮問事案の内容に即し、個別、具体的に判断するものである。

2 本件対象文書に係る事務処理について

- (1) 本件開示請求に係る開示請求書の記載を踏まえると、本件対象文書は、平成26年度の政務活動費の交付決定及び返還命令に係る文書であると解される。
- (2) これらの文書は、政務活動費の支出事務に係るものであり、事務委任規則第2条第1号に規定する「配当予算に基づく支出負担行為」及び同条第3号に規定する「収入通知及び支出命令」に該当する事務として、その権限が「知事」から議会事務局長に委任されている。当該権限の委任については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定により認められているものである。事務を委任した「知事」は、自らこれを処理する権限を失い、事務の委任を受けた議会事務局長は、自らの名において権限を行使し事務を処理することとなることから、政務活動費の交付決定及び返還命令に係る文書は、議会事務局が作成・取得することとなる。

- (3) 当審査会が実施機関に対して、本件対象文書に係る実際の事務処理について説明を求めたところ、実施機関はその提出した書面において、おおむね次のとおり述べており、実際の事務処理についても、議会事務局において行われ、実施機関は当該事務処理には関係していないことが認められた。

ア 政務活動費条例第4条の規定による議長から知事への政務活動費の交付を受ける議員及びその異動についての通知は、議会事務局で收受し、議会事務局において保管している。

イ 政務活動費条例第5条の規定による知事から議員への政務活動費の交付決定（変更交付決定）の通知は、議会事務局で作成の上、議会事務局長名で施行し、当該通知に係る起案文書については、議会事務局において保管している。

ウ 政務活動費条例第8条の規定により議員が議長に提出し、青森県政務活動費の交付に関する規程（平成13年3月青森県議会告示第1号）第2条第6項の規定により議長が知事に送付する政務活動費に係る収支報告書等の写しについては、議会事務局で收受し、議会事務局において保管している。

エ 政務活動費条例第10条の規定による政務活動費の返還命令に係る知事から議員宛ての返還額の通知及び納入の通知は、議会事務局で作成の上、議会事務局長名で施行し、当該通知に係る起案文書については、議会事務局において保管している。

- (4) 以上のとおり、本件対象文書は、議会が保有しており、実施機関は、本件対象文書を保有していないものと認められる。

3 その他

- (1) 異議申立人は、本件対象文書が存在するにもかかわらず、実施機関が保有していないことを理由として行った本件処分は不当である旨主張しているが、上記2(3)により実施機関は本件対象文書を保有していないものと認められるものである。

異議申立人は、本件対象文書を保有していない実施機関に対し、本件開示請求を行ったことから、実施機関では、条例第11条第2項の規定により、開示請求に係る行政文書を保有していないことを理由として不開示決定を行ったものであり、実施機関が本件処分を行ったことは妥当である。よって、異議申立人の主張には理由がない。

- (2) また、異議申立人は、開示請求に係る行政文書が存在する場合は、実施機関が議会事務局に「転送」して開示決定等の事務を行うべきである旨主張しているが、条例第6条第1項の規定により、開示請求は、「実施機関」に対し行うこととされていることから、条例には他の「実施機関」への「転送」という手続は規定されていない。そのため、実施機関が議会事務局に対し、本件開示請求を「転送」することは条例の手続上できない。

開示請求に係る行政文書が他の「実施機関」により作成されたものであるときなどに行う条例第12条の規定による「事案の移送」については、開示請求を受けた「実施機関」が当該開示請求に係る行政文書を保有しているものの、開示・不開示の判断については、他の「実施機関」が行うことが適当な場合に行われるものであり、「実施機関」が開示請求に係る行政文書を保有していない本件開示請求のような場合は、「事案の移送」の問題は生じない。

よって、異議申立人の主張には理由がない。

- (3) なお、条例第6条第2項の規定により、開示請求書に形式上の不備があると認められるときは、開示請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができることとされており、本件開示請求において、実施機関が異議申立人に対し、開示請求書の宛名の補正を求めることも考えられる。

しかし、開示請求書は、条例第6条第1項の規定により、「実施機関」に提出しなければならないこととされており、当該「実施機関」に提出された開示請求書の宛名を変更することは、補正の範囲を超えることになるため、開示請求書の宛名の補正を求めることは適当でないと考えられる。

4 結論

以上のとおり、実施機関は、本件対象文書を保有していないと認められるので、第1のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過の概要は、別記のとおりである。

別記

審査会の処理経過の概要

年 月 日	処 理 内 容
平成28年 4 月 25 日	・ 実施機関からの諮問書を受理した。
平成28年 5 月 24 日	・ 実施機関からの理由説明書を受理した。
平成28年 6 月 15 日	・ 異議申立人からの反論書を受理した。
平成28年 7 月 29 日 (第71回審査会)	・ 審査を行った。
平成28年 8 月 23 日	・ 実施機関に対する照会について、実施機関からの書面を受理した。
平成28年 8 月 26 日 (第72回審査会)	・ 審査を行った。

(参考)

青森県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿（五十音順）

氏 名	役 職 名 等	備 考
石岡 隆司	弁護士	会長
一條 敦子	ふれ～ふれ～ファミリー代表	
大矢 奈美	公立大学法人青森公立大学経営経済学 部准教授	
河合 正雄	国立大学法人弘前大学人文社会科学部 講師	
竹本 真紀	弁護士	会長職務代理者

(平成28年 9 月 2 日現在)